

毎週月・水・金曜日発行

# 富山県報

平成22年1月22日

金曜日

第3129号

## 目次

告示	
道路の区域変更	1
道路の供用開始	2
公 告	
建築土の処分	
建築土事務所の監督処分	3
公共測量の終了	4

## 告示

富山県告示第25号

## 道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次とおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において1月22日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成22年1月22日

富山県知事 石井 隆一

道路の種類 及び路線名	区間	変更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	縦覧場所
県道 高岡庄川線	砺波市上中野37番地先から	変更前		最大 29.0	242.0	砺波土木 センター
	砺波市上中野15番2地先まで			最小 6.0		
		変更後		最大 90.0	268.0	
				最小 6.0		

## 富山県告示第26号

## 道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において1月22日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成22年1月22日

富山県知事 石井 隆一

道路の種類 及び路線名	区間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 沓掛魚津線	黒部市前沢字黒瀬2664番1から 黒部市荒町9番1まで	平成22年1月22日	新川土木センター 八善土木事務所

## 公 告

## 建築士の処分について

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定による処分をしたので、同条第5項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年1月22日

富山県知事 石井 隆一

1 処分をした年月日

平成21年12月22日

2 処分を受けた建築士

建築士の氏名

坂本 博志

二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

登録番号

第8388号

**3 処分の内容**

平成22年1月1日から平成22年9月30日までの業務の停止

**4 処分の原因となった事実**

坂本博志が、坂本工業株式会社が管理建築士であった一級建築士が退職した後、専任の一級建築士を置いていないにもかかわらずそのまま一級建築士事務所の登録を受け続け、さらに、退職して他の建設会社に勤める一級建築士の名義を借り、虚偽の事実に基づいて一級建築士事務所の登録の更新を受けたことを主導したこと、及び当該建築士の名義を建築確認の申請における設計者及び工事監理者として使用したことが、建築士法第10条第1項各号に該当する。

**建築士事務所の監督処分について**

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第1項の規定による処分をしたので、同条第4項において準用する同法第10条第5項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年1月22日

富山県知事 石井 隆一

**1 監督処分をした年月日**

平成21年12月22日

**2 監督処分を受けた建築士事務所**

名称及び所在地

坂本工業株式会社

富山市八尾町福島 478番地

開設者の名称及び代表者の氏名

坂本工業株式会社

代表取締役 坂本 博志

一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

一級建築士事務所

登録番号

富山県知事登録第(7)491号

**3 監督処分の内容**

建築士事務所の登録の取消し

#### 4 監督処分の原因となった事実

坂本工業株式会社が、管理建築士であった一級建築士が退職した後、一級建築士事務所に管理建築士として専任の一級建築士を置いていないことが、建築士法第23条の4第1項第7号に該当し、同法第26条第1項第2号に該当する。

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のように公共測量の実施を終った旨通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平22年1月22日

富山県知事 石井 隆一

#### 1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

#### 2 作業期間

平成21年5月1日から

平成21年12月22日まで

#### 3 作業地域

常願寺川流域

---

平成22年1月22日印刷発行

（小口1枚につき36円75銭 消費税含）

発行所 富山県（郵便番号930-8501）

印刷所 有限会社立山印刷工業

富山市神通本町1-5-13

電話富山 441-8189番

---